

## 平成28年第2回広尾町議会定例会 第1号

平成28年6月14日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議会運営委員会報告
- 3 会期の決定について
- 4 諸般の報告
- 5 行政報告
- 6 平成28年度町政執行方針
- 7 平成28年度教育行政執行方針
- 8 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 10 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 11 議案第51号 財産の取得について
- 12 議案第52号 財産の取得について
- 13 議案第53号 財産の取得について
- 14 議案第54号 財産の取得について
- 15 議案第55号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第56号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第57号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第59号 広尾町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第60号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第61号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 22 議案第62号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 23 議案第63号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 24 議案第64号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 25 議案第65号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 26 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 27 議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）について
- 28 議案第68号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）について
- 29 議案題69号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 30 議案第70号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 3 1 議案第 7 1 号 平成 2 8 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について
- 3 2 議案第 7 2 号 平成 2 8 年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 3 3 議案第 7 3 号 平成 2 8 年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 3 4 議案第 7 4 号 平成 2 8 年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）について
- 3 5 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○出席議員（13名）

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 浜 野 隆     | 2 番 萬亀山 ちず子   |
| 3 番 北 藤 利 通   | 4 番 前 崎 茂     |
| 5 番 志 村 國 昭   | 6 番 山 谷 照 夫   |
| 7 番 星 加 廣 保   | 8 番 渡 辺 富久馬   |
| 9 番 小 田 英 勝   | 1 0 番 小 田 雅 二 |
| 1 1 番 旗 手 恵 子 | 1 2 番 浜 頭 勝   |
| 1 3 番 堀 田 成 郎 |               |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

|               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 村 瀬 優     |
| 副 町 長         | 田 中 靖 章   |
| 会 計 管 理 者     | 堂 場 則 彦   |
| 兼 出 納 室 長     | 堂 場 則 彦   |
| 総 務 課 長       | 鈴 木 孝 俊   |
| 併 総 務 課 参 事   | 西 内 努     |
| 併 総 務 課 主 幹   | 折 笠 博 和   |
| 併 総 務 課 主 幹   | 山 岸 雄 一   |
| 企 画 課 長       | 長 田 吉 弘   |
| 税務課長（事務取扱副町長） | 田 中 靖 章   |
| 税 務 課 長 補 佐   | 平 浩 則     |
| 住 民 課 長       | 齊 藤 美 津 雄 |
| 保 健 福 祉 課 長   | 大 林 勝 則   |
| 地域包括支援センター長   | 菅 原 樹 美 恵 |
| 健康管理センター長     | 佐 藤 清 美   |

|                 |   |   |   |   |
|-----------------|---|---|---|---|
| 特別養護老人ホーム所長     | 厚 | 谷 | 幸 | 則 |
| 兼養護老人ホーム所長      | 厚 | 谷 | 幸 | 則 |
| 特別養護老人ホーム次長     | 西 | 脇 | 秀 | 司 |
| 農 林 課 長         | 金 | 井 | 秀 | 司 |
| 兼 町 営 牧 場 長     | 金 | 井 | 秀 | 司 |
| 水 産 商 工 観 光 課 長 | 雄 | 谷 | 幸 | 裕 |
| 建 設 課 長         | 道 |   | 淳 | 一 |
| 建 設 課 長 補 佐     | 北 | 藤 | 盛 | 通 |
| 上 下 水 道 課 長     | 小 | 川 | 浩 | 司 |
| 兼下水終末処理センター長    | 小 | 川 | 浩 | 司 |
| 港 湾 課 長         | 道 | 端 | 隆 | 三 |
| 国 保 病 院 事 務 長   | 今 | 井 | 啓 | 容 |

〈 教 育 委 員 会 〉

|               |   |   |   |   |
|---------------|---|---|---|---|
| 教 育 長         | 笹 | 原 |   | 博 |
| 管 理 課 長       | 澤 | 田 | 佳 | 幸 |
| 兼学校給食センター所長   | 澤 | 田 | 佳 | 幸 |
| 管 理 課 長 補 佐   | 松 | 田 | 哲 | 典 |
| ひ ろ お 幼 稚 園 長 | 道 |   | 尚 | 子 |
| 社 会 教 育 課 長   | 保 | 志 |   | 悟 |
| 兼 図 書 館 長     | 保 | 志 |   | 悟 |
| 兼 海 洋 博 物 館 長 | 保 | 志 |   | 悟 |
| 図 書 館 長 補 佐   | 奥 | 村 | 京 | 子 |

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 委 員 長   | 宮 | 脇 | 昭 | 道 |
| 併 書 記 長 | 鈴 | 木 | 孝 | 俊 |

〈 監 査 委 員 〉

|             |   |   |   |   |
|-------------|---|---|---|---|
| 代 表 監 査 委 員 | 大 | 林 |   | 忠 |
| 併 書 記 長     | 菅 | 原 | 康 | 博 |

〈 公 平 委 員 会 〉

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 委 員 長   | 木 | 下 | 利 | 夫 |
| 併 書 記 長 | 鈴 | 木 | 孝 | 俊 |

〈 農 業 委 員 会 〉

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会 |   | 長 | 新 | 海 | 敏 | 春 |
| 事 | 務 | 局 | 早 | 川 |   | 修 |

○出席事務局職員

|   |   |   |   |   |   |    |   |
|---|---|---|---|---|---|----|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 菅 | 原 | 康  | 博 |
| 総 | 務 | 係 | 長 | 鎌 | 田 |    | 慎 |
| 総 | 務 | 係 | 主 | 事 | 林 | 菜々 | 美 |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成28年第2回広尾町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、萬亀山ちず子議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。  
本報告書は、各自お手元に配付しております。  
ここで、委員長の報告を求めます。  
議会運営委員会委員長、小田<sup>おだ</sup>雅二議員、報告願います。  
  
1、議会運営委員会委員長（小田<sup>おだ</sup>） 議会運営委員会所管事務調査について報告します。  
平成28年第2回臨時会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。  
委員会の開催状況ではありますが、開催日は平成28年6月7日です。  
開催場所、出席委員、出席説明員、出席議会事務局職員については、記載のとおりであります。  
調査の内容ではありますが、議会の運営に関する事項について。  
①、平成28年第2回定例会の会期は、6月14日から17日までの4日間とする。  
②、議事日程予定表は、各議員に送付済みであります。  
③、意見書案については、議会運営委員会の開催時において2件であり、本会議に提案するよう協議、了承されました。  
④、追加議案については、最終日17日に審議することです承しております。  
以上です。

- 1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。  
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、ただいま審査結果について委員長から報告がありました。本件に対する委員長の報告は、本日14日から6月17日までの4日間とするものです。

お諮りします。委員長の報告どおり会期は本日14日から17日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日14日から6月17日までの4日間とすることに決しました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告2件、議案26件を受理しております。ほかに意見書案2件を受理しております。

なお、議案の訂正箇所がありますので、差しかえ分は各自お手元に配付しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成28年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても、配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は3人の議員から通告があり、6月16日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

1、議長（堀田） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 平成28年第2回広尾町議会定例会にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、第1点であります。平成27年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

平成27年度の決算状況は、サンタメール事業の収入が1,760万2,345円、支出が1,673万490円で、収支差額87万1,855円が翌年度繰越額となっております。

次に、サンタメールの申込件数及び発送通数であります。申込件数は6,207件で、メールの発送通数が前年より3,862通少ない1万8,483通で2万通を割り込む結果となりました。減少の要因といたしましては、一昨年はサンタランド30周年記念の節目による報道等による情報発信が多くされたことが要因と考えられ、また、郵便による申し込みが大幅に減少したところであります。

以上、北方圏交流振興会の決算状況についての報告とさせていただきます。

2点目であります。

平成27年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであります。

平成27年度の決算状況は、排水処理量2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額2,118万4,078円に対し、支出金額2,115万9,997円で、差額の2万4,081円が当期余剰金となります。

次に、3点目の地域おこし協力隊の委嘱についてであります。

本年4月から3人目となる地域おこし協力隊員の委嘱とそれに伴う配置転換を行いました。

今回委嘱した協力隊員は、主に子ども農山漁村交流事業や定住・移住の促進事業、広尾町生き生きプロジェクトのコーディネートの役割を担うために企画課に配置いたしました。

また、今まで企画課に配置していた協力隊員につきましては、観光活性化を担う観光事業マネジャーとして水産商工観光課に4月1日付で配置をいたしました。

次に、4点目の公用車の交通事故についてであります。

4月22日午後4時ごろ、シーサイドパークの出入り口と国道336号が接する信号機のある交差点におきまして、建設課所属の職員が運転する清掃車がシーサイドパーク側から国道に移動する途中、信号待ちで停止したところ、停止線を越えたため停止線の位置まで公用車を後退させる際、後ろに停止していた乗用車と接触し、相手方の車両の前側を破損させたものであります。

なお、双方にこの事故によるけが人はありませんでした。

損害賠償の和解及び損害賠償の額に係る議案と関係予算につきましては、本議会に提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

職員には、作業を行う際の安全確認につきましては日ごろより指導を行っているところですが、一層の徹底を図るよう指導してまいります。このような事故が発生したことをおわび申し上げまして、報告とさせていただきます。

続きまして、5番目の工事請負契約の締結についてであります。

まず、(1)であります。工事名、紋別集会所新築工事であります。

契約の相手方であります。広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、取締役社長畑下茂、契約額3,445万2,000円であります。

工期については、平成28年5月6日から平成28年8月31日までであります。

工事の概要であります。施工場所につきましては紋別20線110番地1であります。工事の内容であります。木造平屋建て、建築面積は150.52平方メートルであります。

指名業者等の状況についてであります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3業者をもって入札を行いました。落札率は98.1%であります。

次、(2)の学校給食センター厨房内食器・食缶洗浄機取りかえ工事であります。

契約の相手方は、札幌市豊平区美園2条6丁目3の14、日本調理機株式会社北海道支店、支店長松葉浩文であります。

契約額3,213万円であります。

工期につきましては、平成28年5月23日から平成28年8月12日までであります。

工事の概要であります。施工場所につきましては広尾町公園通北2丁目52番地であります。学校給食センター厨房内にある食器・食缶洗浄機が老朽化に伴い不具合が生じているから取りかえ工事を行うものであります。

指名業者等の状況であります。日本調理機株式会社北海道支店の1業者により平成28年5月17日に見積もり合わせを行いまして決定したものでありまして、落札率は95%であります。

次に、(3)の広尾小学校内窓改修工事であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町東3条12丁目4番地、株式会社濱中建設、代表取締役濱中和行であります。

契約額は3,456万円であります。

工期は、平成28年6月9日から平成28年8月31日までであります。

工事の概要であります。施工場所は公園通南4丁目9番地11、11番地の1であります。広尾小学校の内窓の改修を行うものでありまして、木製建具を樹脂製建具に交換するものであります。

指名業者等の状況であります。株式会社畑下組、アカイシ建設株式会社、株式会社濱中建設の3業者をもって入札を行い、落札率は98.7%であります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 特に行政報告に対する質問は、16日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

#### ◎日程第6 平成28年度町政執行方針

1、議長（堀田） 日程第6、平成28年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、平成28年度町政に臨む基本姿勢を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

初めに、平成28年第2回広尾町議会定例会において、3期目の町政を担うに当たり、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成20年4月、皆様からご支援、ご協力をいただいて、2期8年になります。今日までスローガンである「地域の自立と豊かな暮らし」の実現を目指し、全力を尽くして行動をしてまいりました。

今日の喫緊の課題は、人口減少をどう食い止め、地方創生をどのように展開していくか、将来にわたって安定した財政運営のもと、活力ある持続可能な地域づくりを進めていくことです。

町民みんなが積極的に行動して、豊かで安心して生活ができる地域をつくる、働く場所を確保する、地域を担う人材を育てる、これらの一体的な推進を図る必要があります。

広尾町の創生に向けて、産業振興による雇用対策をはじめ、子育て・中高一貫教育などの充実、さらに、広尾の応援団をつくる地域交流事業や人づくりと地域連携を重点的に取り組み、地域の資

源を活用した地域経営を目指して、1期目からの「地域の自立と豊かな暮らし」を旗印に「より元気に、夢がある、強い広尾町」の実現に全力を尽くしてまいります。

1つとして、「活力が湧き出るまち」であります。

水産業の振興についてであります。

本町の基幹産業である漁業は、総取扱高が7年ぶりに50億円を超え、約51億円となりました。しかしながら、T P P 協定及び魚価や消費の低迷、ロシア水域内のサケマス流し網漁禁止など、依然厳しい経営環境が続いております。

このような中、安定した漁業経営を目指すべく、広尾漁業協同組合や関係機関と連携を密にして、サケのふ化放流、ウニや昆布など沿岸資源の安定増大に向けた事業に引き続き支援してまいります。

マツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から稚魚の購入により、引き続き5万尾体制による中間育成放流事業を管内4町3単協と連携して実施してまいります。

漁業経営の安定及び漁業施設災害復旧に係る各資金の利子補給等を実施してまいります。

さらに、漁業の担い手の確保及び定着に必要な支援をしてまいります。

2番目の農業の振興についてであります。

農業情勢については、今年の広尾町農業協同組合における総生産高が過去最高額の約70億円となりました。

一方、T P P 協定の大筋合意や農業改革など不透明な状況となっており、酪農・畜産を主とする本町農業は、重大な影響があり、政府による関連対策が示されたところですが、将来の不安を払拭するまでに至っておりません。

このようなことから、経営基盤の強化、生産性の向上を図るため、道営草地整備事業など補助事業等を活用した整備を進めるとともに、経営規模拡大に向けた農地の利用集積を関係団体と連携しながら、足腰の強い農業づくりを支援してまいります。

担い手の育成確保につきましては、後継者の就農・新規就農を含めた担い手の育成確保に向け、対策を進めてまいります。

また、本年4月の暴風により農業施設に多大な被害が発生しており、これらの復旧に関し、広尾町農業協同組合が行う復旧資金に対する利子補給及び固定資産税の減免対策を行ってまいります。

鳥獣被害対策については、国・道の事業を活用し、関係団体の協力を得ながら、継続して囲いわたの設置や一斉駆除を実施してまいります。引き続き狩猟免許取得への助成等捕獲実績の拡大や圃場に電牧柵を設置するなど、農業被害の減少に向けて対策を講じてまいります。

また、エゾシカを活用したジビエのブランド化を推進してまいります。

さらに、安全な食糧供給の観点から、生産者と消費者がより身近に感じられる、いわゆる地産地消につながる取り組みを関係機関と連携して進めてまいります。

「中山間地域等直接支払交付金制度」については、昨年より第4期対策が始まり、引き続き円滑な事業の推進を支援してまいります。

町営牧場については、計画的な草地更新、老朽化した施設の改修を進め、乳用牛の預託事業を引き続き実施してまいります。

3 番目の林業の振興についてであります。

林業の振興については、森林の持つ公益的機能の発揮に向けて「森林整備地域活動支援交付金制度」を継続して活用し、適切な森林整備が進められるよう支援してまいります。

昨年の10月の台風、本年4月の暴風により甚大な被害が発生いたしました。その被害は道路、電気、通信といった分野にも広がり、関係機関や自衛隊の協力のもと応急的な措置を行ってまいりました。

また、北海道に対し、被害森林の対応について要請を行ったところであります。今後、北海道及び関係機関と連携しながら、本年度から集中的に補助事業等を活用し、民有林・町有林の森林整備並びに保全に努めてまいります。

十勝地域が一体となって取り組んでおりました森林認証制度が昨年度認証されたことにより、一層、森林管理技術の向上とともに林業経営の改善と、認証材の環境面を含めたブランド化と、加工・流通体制の構築を推進します。

J-クレジットについては、今まで取得した分を総合的な森林整備と林業振興に活用できるよう努めてまいります。

4 点目の十勝港の利活用についてであります。

重要港湾十勝港は、日本有数の食糧基地を背後圏に持ち、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地としても地域産業の発展に大きく寄与していくことが期待され、役割は非常に大きなものがあります。昨年の外国貿易も135億3,600万円と5年連続で100億円を上回りました。

今後も飼料コンビナート関連企業や農業関連企業の誘致を図ってまいります。また、平成26年度に高規格幹線道路帯広・広尾自動車道が忠類・大樹インターまで延伸となり、平成27年度に行った十勝地域の企業における貨物の動向調査の結果をもとに、港の機能充実のため、新たな定期航路開設に向けての取り組み、客船誘致など港の有効利用を図るため、ポートセールスを積極的に展開してまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

商工業は、昨今の原材料高や人材不足等によるコスト増を製造や販売価格に転嫁し切れず、収益を強く圧迫するなど、引き続き厳しい経営環境に置かれております。

このような中、雇用機会の提供など地域振興の担い手として、地域経済に大きな役割を果たしております。

このため、町融資制度の利子補給や保証料の補填を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業にも引き続き支援してまいります。

また、地域経済の活性化に向け、新たに起業を目指す創業者等に対しての支援や住宅リフォーム等、経済の好循環が図られる事業を継続して実施するとともに、「おいしい町づくりの会」の取り組みを引き続き推進してまいります。

6 点目の観光振興とサンタランドについてであります。

帯広・広尾自動車道の豊似までの延伸による事業化が決定され、南十勝への観光客の誘致が期待される中、十勝観光連盟をはじめ広尾町観光協会、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域

連携推進協議会などと連携しながら、地域の特性を活かした広域観光を目指してまいります。

十勝港まつりをはじめとするイベントの実施、物産のPR、バスツアーの誘致を引き続き行い、「食と観光」による交流人口の増加を推進してまいります。

サンタランド事業については、引き続き大丸山森林公園を中心にイルミネーションの充実を図るとともに、老朽施設の改修を図り、花畑、ホテルの放虫など一層魅力あるサンタランドとしての景観づくりを進め、通年で観光客を誘導できるよう情報発信をしてまいります。

サンタメール事業をはじめ、サンタランド活性化の取り組みを地域を交えて進めるとともに、サンタランド事業で子どもの夢を応援してまいります。

大きな2番目であります。「幸せを感じるまち」

(1)、高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

急速な高齢化の進展に伴い、65歳以上の高齢者が増加する中、住民や行政がお互いの役割を理解し、協働により高齢者を地域全体で支えることが重要となっています。

高齢者に必要な支援をするために、高齢者生活支援事業、災害時に迅速な対応をするための要支援者対策推進調査事業、緊急通報装置設置事業を継続して実施してまいります。

地域福祉を推進するためにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の困り事への対応や互助の支え合い体制づくりなど、総合的な支援体制の充実強化を図ってまいります。

障がい者が社会の一員として人権を尊重され、地域の社会活動に参加して、自立して暮らせる共生社会の推進が求められており、障がい者を支えるため、各種制度の継続と地域で支える仕組みづくりを推進してまいります。

さらに、障がい者支援相談員を配置するとともに、発達過程に対応した支援をする子育てサポートファイル事業やグループホームなどの共同生活を支援してまいります。

介護を必要としない高齢者を増やすため、住民主体で運営する「いきいき百歳体操」の普及やボランティアポイント制事業、介護予防教室の充実を図ってまいります。

また、医師、保健師などで構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ってまいります。

さらに、地域の支え合いを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズに応じた多様な生活支援サービスの開発などに取り組み、生活支援体制の充実を図ってまいります。

高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めるため、介護予防、総合事業、医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制づくりに取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進してまいります。

養護老人ホーム並びに特別養護老人ホームの運営につきましては、全職員が一丸となり、入所者の自主的な活動を支援する体制を確立し、入所者が生きがいを持ち、日々穏やかに安心して生活が送れるよう、地域住民やボランティアの協力をいただきながら、入所者の介護ニーズを尊重した施設サービスの創意工夫、充実に努めてまいります。

2番目の子育て支援についてであります。

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く社会環境が変化する中で、地域全体での子ども・子育て

て支援が重要となっています。

子育て支援の人材を育成するために、子育て支援員資格取得に係るテキスト代や交通費など受講経費の助成を行うとともに、子育て応援隊を育成し、子どもに応じたきめ細やかな子育て支援事業を実施してまいります。

多子世帯の負担軽減を図るために、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となる第1子目の子どもの年齢を撤廃してまいります。さらに、ひとり親世帯等の第1子、第2子の負担軽減割合の拡大を図ってまいります。

また、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うひろお保育園の隣接地に緑地広場を整備し、子どもたちが健やかに成長できるよう周辺環境の充実を図ってまいります。

安心して子どもを産んでいただくために、妊婦健診費用の助成に合わせて、新たに帯広市までの通院費、出産時に宿泊費、産後の母子健診費の助成を行ってまいります。

さらに、少子化対策として、不妊治療費助成の増額及び通院費助成、男性の治療費についても助成を拡大し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

乳幼児などの疾病の早期診断、治療の推進及び子育て世帯の負担軽減を図るため、中学生までの医療費助成を継続実施し、子育て支援、人口減少対策としての定住促進を推進し、子どもたちの保健・医療と福祉の増進を図ってまいります。

3点目の健康づくりであります。

町民の健康を保持増進するため、健康教育、健康相談、家庭訪問などを実施してまいります。

幼児のフッ化物塗布の年齢拡大と個別検診化により、早期からの虫歯予防対策や成人歯科検診を継続実施し、子どもから高齢者まで歯科口腔保健を含む一貫した生活習慣病予防に町民が主体的に取り組めるよう支援してまいります。

また、日本脳炎を含む定期予防接種やインフルエンザ予防接種費用の助成に取り組み、感染症予防事業を充実してまいります。

さらに、地産地消のご当地レシピ集の追加作成や農業・漁業・商工の3団体女性部と協力して、食育フェスティバルを開催して“食で元気”なまちづくりを目指してまいります。

4点目の医療体制についてであります。

町民の皆さんの生命と健康を守り福祉の増進を図るべく、救急医療、慢性期医療の提供と疾病予防のための正しい知識を持っていただけるよう、啓発活動を積極的に取り組んでまいります。

また、病院経営において、収益では健診事業や予防事業により顔の見える病院として病床利用率の向上を図り、費用では在庫管理や後発医薬品の適正切りかえにより調達コストを節減し、安定的な経営体制の確立に努めてまいります。

5点目の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、構造的な問題から財政運営を含め、極めて厳しい状況にあり、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村とともに共同運営することになります。その実施に向け、準備を進めながら、地域医療の確保と町民の健康の保持増進に努めてまいります。あわせて国民健康保険税の収納向上に努めてまいり

ます。

後期高齢者医療については、社会保障制度をめぐる動向に十分留意しながら、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

3点目の「いきいきと輝くまち」であります。

急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、首都圏への人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくことが課題となっています。

町では、「第5次広尾町まちづくり推進総合計画」で掲げている基本目標の中から、地方創生と人口減対策として有効な施策をもとに、新たな施策を加える形で検討をし、平成28年2月25日に「広尾町人口ビジョン」「広尾町総合戦略」を策定いたしました。

広尾町人口ビジョンでは、総人口や年齢別人口、自然増減と社会増減の推移などを分析し、人口の中長期的な将来展望を示すため、国立社会保障人口問題研究所や日本創生会議人口減少問題検討分科会による人口推計をもとに、町独自の目標人口を2040年5,600人と設定しました。

広尾町総合戦略では、「ひとを育て、しごとを創り、まちの魅力を発信する」を基本理念とし、「雇用対策」「移住定住」「少子化対策」「ひとづくりと地域連携」の4つの政策分野を設け、それぞれに基本目標（数値目標）と重点プロジェクトを掲げ、取り組むべき具体的な施策を実行いたします。

特に、本年度は、交流人口の拡大と1次産業の活性化を図る取り組みとして、国の地方創生加速化交付金を活用し『子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり」』事業を実施いたします。

主な事業内容は、都市部小学生の漁家でのホームステイ、事後交流として、親子ホームステイ、都市部小学校の学校給食への取り組み、広尾町フェアの開催などであります。

子どもたちがこれからの変化の激しい社会で生きていくためには、基本的な知識・技能の習得と、それらを活用できる力が必要であります。

また、コミュニケーション能力の低下が危惧されており、豊かな感性や道徳性の育成を育むために、学校・家庭・地域・行政等が連携し、みずから学ぶ環境づくりなど、「広尾の子は広尾で育てる」をテーマとした教育を支援してまいります。

広尾高校の存続に向けましては、昨年度、全町民を対象に署名活動を行い、北海道教育委員会などへの要請活動を行ってまいりました。

本年度も引き続き広尾高校支援策などをPRするチラシを作成し、南十勝各町村やえりも町へ配布するなど、広尾高校の魅力を広く発信し、存続に向け「広尾高等学校存続対策協議会」と連携し、町民一丸となって取り組んでまいります。

さらに、町民一人一人が健康で心豊かな生活を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会や場において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる学習環境づくりのため、生涯学習推進体制の充実を図ります。

地域におけるコミュニティ活動の場となる紋別集会所を建設するとともに、町内集会施設の適切

な維持管理に努め、町内会活動の推進を図り、地域に誇りと愛着を持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

4点目の「安心して暮らせるまち」であります。

1点目の町民の安全・安心であります。

防災対策については、広尾町災害時備蓄計画に基づき、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄するなど適切な対策を講じてまいります。

また、地域防災計画の見直しに合わせて一部変更した避難場所の定着化に向け、定期的に避難訓練を実施するとともに、引き続き自主防災組織の設立や育成支援を進め、自助・共助・公助の体制の確立を目指してまいります。

町民の皆様が日常生活を送る上で安全と安心を享受するためには、交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全については、交通事故抑止を目指し、「デイトライト運動」の普及に努め、幼児から高齢者まで各世代に即した交通安全啓発をはじめとした活動を関係機関、団体等との連携を図りながら取り組み、より一層の交通事故防止に努めてまいります。

防犯については、犯罪のない安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した住民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消防については、消防団活動への支援及び団員の養成、並びに消防施設の整備に努めてまいります。

2番目の循環型社会に対応した環境衛生についてであります。

環境衛生対策については、雑紙の資源回収をスタートさせることができ、今後も町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、南十勝複合事務組合と連携しながら資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携を強化しながら、町民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

適切な管理が行われていない空き家等については、特定空家の認定を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

3点目の消費者保護対策についてであります。

消費者の安全・安心に向けた動きが加速する一方で、振り込め詐欺や架空請求など、巧妙化する犯罪行為が後を絶たない状況にあります。

こうした被害から町民を守るため、防災行政無線、町広報紙を活用し、注意を呼びかけるとともに、消費生活相談の定期開催や関係機関との連携により、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

4点目、快適な道路と住宅環境であります。

生活環境の向上を図るため、町道の維持補修や道路整備を計画的に実施するとともに、本年度も引き続き街路灯のLED化を実施します。

また、橋梁の長寿命化を図るため、補修工事を実施してまいります。

除雪については、作業の安全確保に細心の注意を払うとともに、直営と委託の連携を密にし、迅速丁寧かつ効率的な除雪に努めてまいります。また、老朽化した除雪車両1台の更新を行います。

公営住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、錦町公営住宅の建てかえ工事を継続して実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

5点目の上下水道の整備であります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施し、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な更新・整備と量水器の更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理と水道水の安定供給に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の長寿命化計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

6点目のバス路線の維持についてであります。

近年、「帯広・広尾間」については、利用者の減少に加え、国の補助制度の見直しに伴い沿線自治体の費用負担が増加しております。地域住民の意見なども参考にしながら、バス利用者の増加につなげる対策等を沿線市町村で構成する協議会において、協議してまいります。

「広尾・庶野間」につきましても、町民の生活に密着した必要不可欠な公共交通機関として、今後もその維持・確保に努めてまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサント号」の役割と効果は大きく、今後も継続運行に向け、利用者の増加に努めてまいります。

7点目の高規格幹線道路の整備促進であります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道「大樹・広尾間」につきましては、国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会北海道地方小委員会において、広尾市街まで全線新設とすることが決定され、平成28年度、忠類大樹・豊似間が新規事業として採択されました。

今年度は、設計・測量を行うこととなっております。

今後も期成会を中心に、豊似・広尾間の新規事業化と、一日も早い全線開通を目指し、これまで以上に要請活動を行ってまいります。

大きな5点目の「みんなで創るまち」であります。

1つ目として、協働のまちづくり・将来を担うひとづくりであります。

将来にわたって、町民一人一人が活力を持って生活し、安心・安全な暮らしができる地域社会づくりが必要となっています。

そのため、地域コミュニティ活動の中核となる町内会連合会やボランティア団体などを支援するとともに、行政と町民が「共に考え、共に行動する」協働のまちづくりを推進してまいります。

昨年実施した「ひろおサンタランドマラソン」は、多くの町民や企業、行政が一体となって取り組み、成功をおさめました。

今後もこうした機会を数多く提供するなど、町民一人一人が参加しやすい環境を整えてまいります。

また、社会環境の変化、価値観の多様化などにより、子育て、青少年健全育成、防災、環境、福祉及び教育など各分野において多様な町民ニーズに対応するため、積極的な情報提供を行うとともに、町民からの情報や提案、地域課題などを受けとめ、施策への反映に努めるとともに、「まちづくり活動支援事業交付金制度」を継続実施いたします。

さらに、わかりやすい広報紙づくりの推進やホームページの充実を図り、地域の魅力のPRから身近な情報まで情報発信に努めてまいります。

人口減少と少子高齢化に直面している中、地域力の維持・強化を図るための担い手となる人材の確保が特に重要な課題となっています。

こうした中、主体性・積極性を持って地域づくり・まちづくりに参画できる人材を育成する「ひろお未来塾」を開講しました。2年間の集大成としての提案を「広尾町活き生きプロジェクト」が引き継ぎ、「広尾町活性化推進事業」として具体的な施策を取り組んでまいりました。

本年度は「町民ワークショップ」「ひろおフォーラム」「広尾ブランド化の推進」について取り組んでまいります。

また、地域おこし協力隊員を活用し、産業振興・観光振興・移住定住促進など町民ニーズに応えながら、地域の活性化を図ってまいります。

2つ目の効率的な財政運営であります。

地方財政を取り巻く環境は、地方交付税の減少など依然として厳しい状況が続いております。

このような中、本町の平成27年度末の町債残高については、全会計を合わせ約170億円と高い水準にあります。

また、元利償還金の状況は、港湾事業債の借入金の満期一括償還が始まるなど、今後さらに増加する見込みです。

平成28年度は、第5次まちづくり推進総合計画の全面的な見直し年度であり、これに伴う財政収支計画の見直しを行います。

将来の世代に大きな負担を残さないよう、安定した財政の自立を目指し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

3点目の広域行政であります。

厳しい財政状況下において、市町村が連携・協力して効率化を図ることにより、効果的なサービスの提供やまちづくりを進めていくことが重要と考えています。

消防の広域化については、平成28年4月1日から十勝管内全ての消防署が十勝全域を所管する「とかち広域消防局」としてスタートいたしました。これにより、119番通報は帯広市内に配置す

る「指令センター」で一括受け付けし、市町村に関係なく最も近い消防署から現場に出動することになります。

ごみの共同処理につきましては、循環型社会を目指すため、「ごみの発生抑制と減量化の推進」「リサイクルの推進」「埋立ごみ等の適正処理の推進」の3つの基本方針に基づき、引き続き取り組んでまいります。

十勝に暮らす住民の豊かな生活の確保とさらなる発展と魅力の向上を図るため、「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、市町村の枠組みを超えた行政需要に対応すべく、住民の視点に立った行政運営を推進してまいります。

4点目の教育委員会との連携であります。

昨年度、総合教育会議において策定した「広尾町教育大綱」を柱に、学校教育、社会教育の充実と広尾高校存続に向け、教育委員会との更なる連携を図ってまいります。

以上、平成28年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

結びでありますけれども、今日の地方を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、そこに住んでいる人が毎日、仕事や家事や育児、趣味を楽しんだりして、生き生きと生活することができる町を目指し、広尾町の未来に向けて、新たな一歩を踏み出してまいります。

町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願いを申し上げ、平成28年度の町政執行方針とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

#### ◎日程第7 平成28年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第7、平成28年度教育行政執行方針について説明を求めます。

笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、平成28年第2回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

初めに、加速化する人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達など、社会が急速に変化する中であって、本町が地方創生を実現していくには人材の育成が不可欠です。

次代を担う子どもたちが、ふるさと広尾町に誇りを持ち、自己の人格を磨き、そして未来に向かって「自立」「共生」していく術を養うこと、これが最も大切であります。

これからも厳しい時代が予想される中で、子どもたちが社会の一員として成長していくためには、困難に立ち向かい解決する力を育てていくことが求められています。

今、教育が果たす役割は、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用できる力、基本的な倫理観や規範意識、思いやりの心や命を大切に作る心、そして意欲や気力にも大きくかかわる健やかな体をバランスよく育てていくことにあります。

すなわち、これからの時代を積極果敢に築き上げていく気概を持った人材の育成であります。

また、町民の皆様が心豊かな生活を送るためには、生涯を通じ積極的に学ぶことのできる環境の確保が必要であり、出前講座をはじめとする学習の機会や団体への支援をさらに充実させ、地域の活性化を担う人材の育成に努めていかなければなりません。

教育委員会といたしましては、学校や地域はもとより、関係機関・団体とさらなる連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

初めに、学校教育関係についてであります。

子どもたちがこれからの変化の激しい社会で生きていくためには、学習指導要領に沿った基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用できる力の双方が必要であり、これらを育むために、学校や家庭、地域、教育委員会などが一体となり、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

基礎学力の向上には、個に応じたきめ細やかな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切であることから、引き続き小中学校に教員補助員を8名配置するとともに、中学校に教科指導助手2名を配置し、教科指導の充実を図ってまいります。

また、夏休みや冬休みの長期休業中や放課後の時間には、これらの教員を活用した補充的な学習のサポートを行ってまいります。

昨年行われた全国学力・学習状況調査では、教科項目では全国平均を上回るものが出てきてはいるものの、一方で自己肯定感や地域社会への関心の低さなどが見られ、さらなる学力の向上とともに、これらの課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

I C Tの教育活用では、教科書と連携したクラウド教材を2つの小学校に導入し、タブレット活用との相乗効果により子どもたちの学力向上を図ってまいります。

また、各学校に配置しているパソコンのOSサポート期限が平成29年4月に到来することから、本年度中に機器の更新を行い、情報セキュリティの向上と教育的活用の効率化を図ってまいります。

豊かな感性や道徳の育成については、近年、道徳性の問題を想起させるようなさまざまな社会問題が発生しており、次代を生きる児童生徒には、基本的な道徳的価値観の形成を図るなど、道徳教育やボランティア教育の充実といじめを未然に防止する学校の体制づくりをさらに進めてまいります。

また、スマートフォン等によるインターネットへの不適切な書き込み等、ネット上のいじめや有害情報が新たな社会問題となっていることから、利用マナーや情報モラルの指導、家庭でのルールづくり、ネットパトロールなど関係機関と連携し、ネットトラブルの防止と対応に万全を期してまいります。

健やかな体の育成については、学校体育や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向

上を図るほか、健康対策の一環としてフッ化物洗口による虫歯の予防と、平成25年に町が作成した食育推進計画による望ましい食習慣の形成等を通して心身ともに豊かな健康の保持増進を図ってまいります。

国際理解教育については、これからのグローバル社会において主体的に生きていくために、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要となるコミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣を継続し、外国での異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を推進します。

特別支援教育については、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立し社会参加が図られるよう、小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進するとともに、研さんの機会の充実に努め、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、本年度は小学生10名を西海市へ派遣する計画であり、相互交流のさらなる発展を目指してまいります。

中高一貫教育は「地域の教育力を結集し、広尾の子は広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に活かした教育の展開を図るべく、引き続き生徒の進路実現を側面から支援してまいります。

また、小中学校間の連携についても研究してまいりました。昨年度初めて開催された特別支援委員会の研修会へ小・中・高の教員らが参加するなど、次の展開へと一歩踏み出しております。

将来的には小・中・高の12年間を見通した指導計画や教育体制の構築に取り組んでまいります。

学校は子どもたちの学習・生活の場であると同時に、地震等の災害時には地域の避難施設としても重要な役割を担っています。本町の学校施設の耐震化率を向上すべく、本年度においては、耐震性が不足している豊似小学校校舎改築のための設計業務を実施いたします。

広尾小学校では、開口部の内窓を改修することによって断熱性を高め、暖房コストとCO<sub>2</sub>排出量の削減を図ります。

また、平成27年度に屋内運動場を改築した広尾中学校においては、本年度、旧屋内運動場の解体撤去とテニスコート・駐車場等を整備する外構工事を実施いたします。

安全・安心な教育環境の確保のため、今後も引き続き施設の改修や適切な維持管理に努めてまいります。

学校の再編につきましては、豊似中学校を平成28年度末をもって閉校し、翌年度から広尾中学校へ統合することで保護者と地域の理解を得たところであります。子どもたちが新しい学習環境にスムーズに移行できるよう、学校行事や部活動の交流、また、新たなスクールバスの導入など、学校やPTA、地域の皆様と協力しながら円滑な統合に向け準備を進めてまいります。

幼稚園教育については、幼児期の特性を踏まえ、一人一人の興味や関心を生かしながら園児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう発達段階に即した指導とともに、遊

びを中心としたさまざまな直接体験や人とのかかわりを通して思考力や規範意識など幼児期に身につけるべき生きる力の基礎づくりを進めてまいります。

学校給食については、心身の健全な発達に必要な栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、栄養教諭指導のもと、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成、いわゆる「食育」に努めてまいります。

また、昨年4月から開始しました広尾高校への給食提供は、生徒、保護者からも好評であり、引き続き行ってまいります。

次に、社会教育関係についてであります。社会教育については、グローバル化や急激な情報化など地域社会が大きく変化する中、生きがいに満ちた豊かな生活を目指す生涯学習社会をつくるため、町民一人一人が潤いのある健康で心豊かな生活を送り、人や社会とのつながりを築く力や生活に必要な知識や技術を習得するための学習基盤づくりに取り組んでまいります。

また、生涯学習を支援するため、学習情報の提供や社会教育講座事業等を推進し、幼年期から高齢期まで各年齢層に応じた町民の学習機会の充実を図ってまいります。

芸術・文化関係のサークル活動につきましては、活動を通じて人材育成を図るとともに、地域や分野、年齢などを超えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向け支援に努めてまいります。

また、「広尾サンタランド・ジャズスクール」につきましては、町の文化振興はもとより、青少年の健全育成、さらには地域活性化にもつながる取り組みとして、支援を継続してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら、適正管理に努めてまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館については、博物館が持つ役割の重要性や郷土学習の教材としての有用性をアピールし、多くの方々に来館していただくことができるよう努めてまいります。また、引き続き施設の効率的運営を図るとともに、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成であります。次世代を担う青少年の健全育成を図るため、学校・家庭・地域が結びつきを深め、地域の教育力を生かしながら、連携した事業の取り組みに努めてまいります。

また、放課後児童の健全育成につきましては、共稼ぎ世帯の増加を背景に、国の「子ども・子育て支援制度」が導入され、学童保育の対象年齢が小学校の全学年に拡大されたことから、放課後児童クラブ室を活用し、引き続き推進してまいります。

国際交流については、国際化が進展し、外国の歴史や文化を理解することが大切となっており、「じかに異文化に触れ、交流する」ことを基本に海外研修派遣事業を継続実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施している英語体験教室を継続実施してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、群生地区における植物の生息環境調査を引き続き実施し、保全活動を行うとともに、北海道大学の協力のもと、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場であります勤労青少年ホームにつきましては、安全に施設を利用していただけるよう努めてまいります。

スポーツ振興については、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、みずから健康保持や健康増進のために生涯にわたってスポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設については、青少年研修センターの内窓等の改修など施設の整備を行い、利用者のニーズに応えるべく適正管理に努めてまいります。

図書館については、図書館機能の向上を図るため、計画的な資料の整備、読書サークルの育成、子育て支援のための「ブックスタート」「読み聞かせ」「おはなし会」など、ボランティア団体の協力を得ながら継続して取り組んでまいります。

今後も、幼児から高齢者まで全ての町民が気軽に利用でき、親しまれる図書館として、移動図書館車の活用や広域連携を含め、読書活動の推進と普及に努めてまいります。

児童福祉会館については、身体の不自由な方や高齢者等に優しい施設として、ベビーシート（おむつ交換台）等の整備を行うとともに、社会教育関係団体、図書館サークルなど利用者の利便を図り、活動支援を実施してまいります。

以上、平成28年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

結びになりますが、教育委員会といたしましても、昨年度設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携のもと、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの健全育成と学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は16日の一般質問時に発言を許します。本日の午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告を願います。

#### ◎日程第8 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。  
村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案書1ページであります。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成27年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をさせていただくものであります。

次のページ、2ページであります。

別紙の繰越計算書であります。

2款1項、事業名、子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり」事業から10款2項、事

業名、現年発生台風災害港湾施設復旧事業までの全8件でありまして、合計金額が9億5,597万7,000円であります。翌年度繰越額も同額の9億5,597万7,000円でありまして、財源の内訳につきましては記載のとおりであります。

以上でありまして、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。ありませんね。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

#### ◎日程第9 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、報告第6号であります。株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について報告を申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は120株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、平成27年度決算に関する書類は的確であり、また、平成28年度事業計画及び予算については適切であると認めたところであります。

平成27年度は、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げによりまして、対前年比76.9%増の6,808万5,000円の売り上げがあったところでありまして、純利益は176万750円となり、次期繰越利益剰余金は493万8,883円となったところであります。

今後におきましても、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督をしてみたいと思っております。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） それでは、補足説明をさせていただきます。別冊でお配りしております平成27年度（第33期）事業報告書をご用意願います。

1 ページ目の差し替えをお願いしているところでございますが、お配りしているところでございますが、訂正した箇所をお知らせいたします。1 ページ、2 の平成27年度事業報告、これの3行目を「1,519千円」と訂正させていただきました。訂正前は「1,512千円」となっておりましたが、訂

正後で「1,519千円」と訂正させていただいたところでございます。お手を煩わせまして大変申しわけございません。今後は十分気をつけてまいりたいと思います。

それでは、補足説明をさせていただきます。

1 ページの1の会社の概要であります。

発行株式総数は、1株5万円で発行総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか4団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の平成27年度事業状況報告についてであります。

平成27年度におきましては、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げによりまして、対前年比76.9%増の6,808万5,000円の売り上げがありました。当期純利益が176万750円となっております。

1)、物産販売事業につきましては、株式会社ディノス・セシールとのカタログ及びテレビショッピング販売によりまして、主となるイクラ、シシャモの販売数量が横ばいとなり、主な販売数量の内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に2)、産地直送販売であります。北海道銀行及び東急百貨店など取引先との販売を行ったところであります。

次に3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として60種類の品数を用意しまして、5,348個で3,321万8,000円の売り上げがあったところです。

事業報告書2ページをお開き願います。

平成27年度（第33期）決算報告についてであります。

最初に隣のページ、3ページの平成27年度末の貸借対照表でございます。表の右側から2列目の決算額のみを説明させていただきます。まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下の下段になりますが、3,136万4,180円となり、前年対比269万3,616円の増加となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が204万9,297円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本の合計が2,931万4,883円となるものであります。

したがって、負債、純資産の部の合計が一番下になります3,136万4,180円となり、前のページの資産の部合計と同額となるものであります。対前年比で269万3,616円の増加となっております。

次に、5ページであります。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が6,808万4,661円となり、前年対比で2,960万4,283円の増加となっております。次に、Ⅱの売上原価ですが、商品仕入高が5,703万7,984円となり、対前年比で2,530万8,877円の増加、売上純利益は1,104万6,677円となり、対前年比で429万5,406円の増加となっております。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の953万4,750円を差し引いた営業利益につきましては151万1,927円となり、これにⅣの営業外収益7,551円を加えた経常利益が151万9,478円となるものであります。これに特別利益と特別損失を計算しまして、下段から3段目でございます。

ますが、税引き前の当期純利益の194万750円から法人税及び住民税の18万円を差し引いた額の176万750円が当期純利益となったものでございます。

次、6 ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。対前年比で282万2,839円の増加になっております。その要因といたしましては、運賃、それから備品消耗品費が増加したものでございます。

7 ページに財産目録を用意しております。

資産の部であります、Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部合計は、一番下、下段になりますが、3,136万4,180円となっております。

8 ページをお願いします。

負債の部であります。Ⅰの流動負債合計が204万9,297円となっており、資産の部合計から負債の部合計額を差し引いた2,931万4,883円が差し引き正味財産となるものでございます。

次の9 ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

10ページをお願いいたします。

剰余金処分の承認についてであります。1)の1、前期繰越利益金の317万8,133円に当期の純利益176万750円を加え、493万8,883円を次期繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

平成28年度の事業計画についてであります。28年度におきましても、昨年同様に株式会社ディノス・セシールとのテレビショッピング及びカタログ販売事業を中心とした事業展開を計画しており、本年度も限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、年中販売できる商品の販売や販路の開拓を行いたいと考えております。さらに、魚介類を主体とした新商品の開発のほか、ホームページを開設して販路促進やPRを予定しているところであります。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の発掘に取り組んでまいりたいと考えております。

12ページをお願いいたします。

事業計画に伴う収支予算であります、1の純売上高であります、イクラ、シシャモを中心とした販売売り上げが3,200万円、ふるさと納税返礼品売り上げが1億1,400万円を見込んでおります。売上高合計が1億4,600万円とし、売上原価1億660万円、一般管理費の3,855万円を差し引いた営業利益を85万円とし、これに営業外利益・費用を差し引いた経常利益が89万円とするものであります。それから法人税及び住民税の33万円を引いた56万円を当期純利益とするものであります。

13ページは、役員の状況を記載しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第6号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第 10 議案第 50 号

1、議長（堀田） 日程第10、議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第50号であります。工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、工事名、外北防波堤上部工嵩上げ工事であります。

契約額 1 億4,558万4,000円であります。

契約の相手方であります。広尾郡広尾町公園通北2丁目1番地、拓殖工業株式会社、代表取締役 武田孝であります。

工事の概要であります。施工場所は広尾町会所前6丁目、第4ふ頭であります。施工延長は442.56メートルでありまして、嵩上げの高さは平均で1.99メートルであります。

予定工期であります。本議案の議決後、平成28年10月31日までであります。

指名業者等の状況であります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札をし、落札率は99%であります。

以上、説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第50号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 51 号

1、議長（堀田） 日程第11、議案第51号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第51号 財産の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、事業名、雪寒機械購入事業（除雪トラック）であります。

取得財産、除雪トラック（10トンダンプ）1台であります。

取得目的は、既存除雪トラックの老朽化に伴う更新購入であります。

取得価格が4,892万3,420円であります。

契約の相手方は、帯広市西21条北1丁目3番12号、UDトラックス道東株式会社、代表取締役金尾泰明であります。

概要でありますけれども、雪寒機械（10トンダンプ）1台であります。

予定工期は、本議案の議決後、平成29年3月31日までとするものであります。

指名業者等の状況であります。東北北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北北海道日野自動車株式会社帯広支店、UDトラックス道東株式会社であります。その3業者をもって入札をし、落札率は94.8%でありました。

以上、説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第51号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第52号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第52号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第52号 財産の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、事業名、消防ポンプ自動（CD－Ⅱ型）購入業務であります。

取得財産、消防車のCD－Ⅱ型1台であります。

取得目的につきましては、既存消防ポンプ車の老朽化に伴う更新購入であります。

取得価格が4,384万8,000円であります。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎であります。

事業の概要でありますけれども、消防ポンプCD－Ⅱ型1台であります。4トン級の消防専用のダブルキャブオーバー型であります。

予定工期は、本議案の議決後、平成28年10月31日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社北海道モリタ、株式会社二二商会、田井自動車工業株式会社の3業者をもって入札を行い、落札率は98.5％でありました。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第52号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第13 議案第53号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第53号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第53号 財産の取得についてであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、事業名であります、水槽付消防ポンプ自動（水－I A型）購入業務であります。

取得財産につきましては、消防車1台であります。

取得目的は、既存消防ポンプ車の老朽化に伴う更新購入であります。

取得価格が4,352万4,000円であります。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号であります。株式会社北海道モリタ、代表取締役中川龍太郎であります。

概要であります、8トン未満消防専用ダブルキャブオーバー型であります。オートマチック後輪駆動であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、平成28年10月31日までであります。

指名業者等の状況であります。株式会社北海道モリタ、株式会社二二商会、田井自動車工業株式会社の3業者をもって入札を行い、落札率は98.2%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これより議案第53号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第54号

1、議長（堀田） 日程第14、議案第54号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第54号 財産の取得について。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

記といたしまして、事業名、特別養護老人ホーム特別浴室用浴槽・担架・ストレッチャー購入事業であります。

取得財産は、浴槽1台ほかであります。

取得目的は、特別浴室用浴槽等の老朽化に伴う更新購入であります。

取得価格が766万8,000円であります。

契約の相手方は、帯広市東3条南10丁目1番地、株式会社常光帯広営業所、所長土肥聡であります。

概要でありますけれども、浴槽1台、担架2台、ストレッチャー1台等であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、平成28年10月31日までであります。

指名業者の状況につきましては、株式会社常光帯広営業所、株式会社ムトウ帯広支店、株式会社はくやく帯広支店、株式会社モロオ帯広営業所、株式会社竹山帯広支店、5業者をもって入札を行いまして、落札率は96.7％であります。

以上、提案理由とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第54号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、休憩します。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第15 議案第55号～日程第16 議案第56号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第55号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと日程第16、議案第56号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第55号と議案第56号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日公布されたことに伴い、関連する条文を改正するものであります。

主な改正内容であります。1つ目としては、独立行政法人等の統廃合に係る税制上の特例措置の継続に伴う改正であります。2つ目は、再生可能エネルギー発電施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の導入に伴う改正であります。3つ目は、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長等に伴う改正であります。

また、広尾町都市計画税条例の主な改正内容につきましては、法律改正に伴う文言の修正、追加及び条項ずれなどが主な改正内容になっているところであります。

なお、議案第55号の詳細につきましては担当課長より補足説明いたしますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、議案第55号 広尾町税条例等の一部改正について補足説明をさせていただきます。お配りしております議案資料の1ページから3ページ、町税条例等の一部改正の概要で説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、4ページから10ページ目でありますけれども、町税条例等の一部改正の概要で説明いたします改正項目に沿って条文の追加削除、文言の整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、議案資料の1ページ目をお願いいたします。

第1条関係の改正項目1、災害等による期限の延長の関係であります。主な改正の内容であります。行政不服審査法の改正に伴う文言の修正でありまして、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

改正項目2の独立行政法人等の統廃合に係る税制上の特例措置等の継続についてであります。組織の統廃合により、新たに設立された独立行政法人等が統廃合前に受けていた固定資産税における

非課税措置や課税標準の特例措置について引き続き同様の措置を講ずることとしたことによる規定の整備であります。

2 ページ目、お願いします。

改正項目 3、法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合についてであります。地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の導入等についてであります。わがまち特例につきましては、摘要欄に記載のとおりでありまして、従来一律に定められていた課税標準または税額の特例措置について、参酌すべき割合により各自治体が条例で定めるもので、全部で 6 項目を追加するものであります。

恐れ入ります、次の 3 ページの別紙資料をごらんいただきたいと思います。

1 つ目の、丸印がついておりますけれども、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の拡充であります。津波防災地域づくりに関する法律の基本方針等に基づきまして、新たに民間企業が臨港地区内で取得、改良を行った津波対策に資する港湾施設等について、取得後 4 年間、固定資産税の課税標準を 2 分の 1 とする特例を、わがまち特例を導入した上で適用期限を 4 年間延長するという規定の整備であります。

次の丸でありますけれども、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充であります。太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスなどの 5 つの対象発電設備について、わがまち特例を導入した上で適用期限を 2 年延長する規定の整備でありまして、いずれにつきましても参酌すべき割合と同額の割合を条例で定めるものであります。

恐れ入ります、2 ページに戻っていただきまして、改正項目 4 の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の関係でございます。省エネ改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置につきましては、平成 20 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に改修を行った住宅について、固定資産税の 3 分の 1 を減額する措置が講じられておりますけれども、温暖化をはじめとする環境問題への対応として住宅の省エネ化を図る観点から、適用期限を 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するとともに、対象費用の算出方法の変更を行う規定の整備でございます。

次の第 2 条の関係、改正項目 1 の町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年第 36 号）の一部改正の関係であります。平成 27 年 12 月定例会において改正しました、たばこ税に係る経過措置についての参照条項の修正に係る規定の整備であります。

最後になりますけれども、本改正条例の附則についてであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用とするものであります。

また、第 2 条関係では、固定資産税に関する経過措置について規定をしております。

以上で、議案第 55 号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案 2 件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第55号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第56号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号と議案第56号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第55号 広尾町税条例等の一部を改正する条例の制定についてと議案第56号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17 議案第57号

1、議長（堀田） 日程第17、議案第57号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第57号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まことに申しわけございません。最初に議案の訂正をお願いいたします。議案の14ページであります。下から2行目になります。議案書の14ページ、下から2行目の（3）中、直径卑属の径、この字が間違っております。正しくは系統の系という字であります。まことに申しわけございません。ご訂正をお願いいたします。

それでは、提案理由を申し上げます。

本改正は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、多子世帯の第1子目の年齢上限撤廃及びひとり親世帯等の第1子、第2子について保育料の負担軽減の拡大を図るものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行し、平成28年4月1日からさかのぼって適用するととも

に、平成27年度以前の保育料の取り扱いについては、従前の例によるものとします。  
詳細につきまして担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

大林保健福祉課長。

1、保健福祉課長（大林） それでは、補足説明させていただきます。

最初に、議案資料の訂正をお願いいたします。訂正箇所は議案資料の18ページ、表の左側、改正部分の下から2行目です。（3）中、直径卑属の径を条例と同じく系統の系に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、議案資料の15ページにお戻りください。

改正概要の1点目です。多子世帯の保育料負担軽減であります。表の右側が現行、表の左側が改正後であります。これまでは第2子の保育料が半額となる第1子目の子どもの年齢を小学校就学前の子どもとしておりましたが、第1子目の子どもの年齢を撤廃するものであります。第3子目以降、保育料が無料となる第1子目の子どもの年齢を満12歳に達する年度までの子どもとしておりましたが、同じく第1子目の子どもの年齢を撤廃するものであります。改正後は、生計を一にする子どもであれば、年齢に関係なく最年長の子どもが第1子目となるものであります。

次に、2点目の母子・父子・在宅障がい児（者）のいる世帯の保育料負担の軽減であります。階層区分が第3階層の第1子については保育料の2割軽減を保育料の2割軽減後の半額に、第3階層の第2子については保育料の2割軽減後の半額を無料とするものであります。第4階層以上の第1子については保育料の基準額の半額に、第4階層以上の第2子については保育料を無料とするものであります。

国では、今回の制度改正に当たり、軽減の対象世帯を年収約360万円未満とする所得制限を設けておりますが、本町といたしましては、子育て支援を積極的に進める観点から所得制限は設けないことにいたしました。

以上で、補足を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制

定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第58号

1、議長（堀田） 日程第18、議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の課税限度額につきまして、基礎課税額の限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等の課税限度額を17万円から19万円に引き上げるものであります。また、所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち、5割軽減、2割軽減の基準額を拡大するものであります。

次に、国民健康保険税の減免申請の際の申請期限を納期限前7日から納期限までに延長したいとするものであります。

次に、マイナンバー制度の施行に伴います文言の追加整理をし、申請書様式の記載事項に個人番号を追加するものであります。

これらの改正につきましては、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものであります。

詳細につきまして担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正を行うものであります。

議案資料の21ページをごらんいただきたいと思います。

一部改正の概要であります、1つ目は保険税賦課限度額の改定であります。

医療技術の進歩、高齢化などによりまして、医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない現状にあります。中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険税の見直しをするため、基礎課税額に係る賦課限度額を現行の「52万円」から「54万円」に2万円引き上げ、後期高齢者支援

金分に係る賦課限度額を現行の「17万円」から「19万円」に2万円引き上げ、介護納付金に係る賦課限度額は現行の16万円に据え置かれるものです。全体では、現行の賦課限度額85万円を4万円引き上げまして89万円に改正するものであります。

2つ目は、所得が低い世帯への保険税軽減の拡大であります。国民健康保険税は、世帯の所得が一定の基準額以下の場合、7割、5割、2割軽減されます。今回の改正では、5割軽減と2割軽減の基準を拡大するものであります。

21ページの下段の表をごらんいただきたいと思います。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を現行の「26万円」から「26万5千円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして被保険者数に乘すべき金額を現行の「47万円」から「48万円」に引き上げ、軽減措置の拡大を図るものでございます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正によります試算を27年度と28年度で比較してお示ししています。試算は平成27年度の課税実績で、平成28年3月31日現在の被保険者について試算しております。

3つの表がございます。

まず、左側の表の基礎課税額（医療分）では、表の中段にあります軽減の5割世帯、27年度が155世帯であります。28年度では2世帯増えまして157世帯になると試算しております。2割世帯数は27年度が109世帯であります。28年度では4世帯増えまして113世帯と試算しております。軽減世帯全体では27年度が684世帯であります。28年度では690世帯になります。27年度は2割軽減の対象になっていた世帯が、今回の改正によりまして2世帯が5割軽減の対象になり、新たに6世帯が2割軽減の対象になると試算しております。賦課限度額を超過する世帯であります。28年度では27年度と比べまして2世帯減りまして61世帯と試算しております。

真ん中の表の後期高齢者支援金等課税額（支援分）では、表の中段、軽減の世帯数は基礎課税額と同じ世帯になると試算しております。賦課限度額を超過する世帯数であります。27年度が65世帯であります。28年度では10世帯減りまして55世帯になると試算しております。

右側の表の介護納付金課税額（介護分）では、軽減の5割世帯は27年度が65世帯であります。28年度では同数になると試算しております。2割世帯数は27年度が43世帯であります。28年度では3世帯増えまして46世帯と試算しております。軽減世帯全体では27年度が264世帯であります。28年度では267世帯になりますので、新たに3世帯が2割軽減の対象になると試算しております。

今回の賦課限度額の改正によりまして、全体で242万9,000円の増収、軽減の拡大によりまして17万5,000円の減収になると試算しております。

3つ目の改正ですが、地方税法の改正に伴います税条例の改正内容に準じまして、国民健康保険税の減免申請の際の申請期限を「納期限前7日」から「納期限」までに改正し、納税者に対しまして町税との公平を図るものでございます。

4つ目でございますが、マイナンバー制度の施行に伴います文言の整理でございます。厚生労働省による国民健康保険法施行規則の改正に準じまして、申請書様式の記載事項に「個人番号（マイ

ナンバー)」を追加するものでございます。

議案資料23ページからの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第2項では基礎課税額の、第3項では後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を下線のとおり改正するものでございます。

第21条につきましては、第2条の改正並びに低所得者に係る保険税の減額の拡大に伴う改正を下線のとおり行うものであります。

議案資料24ページをお開きいただきたいと思います。

第23条につきましては、第2項の納期限の改正につきまして下線のとおり行うものであります。同項第1号につきましては、納税義務者の住所、氏名に個人番号の追加を下線のとおり行うものであります。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） まず、今回の提案の関係なのですが、いわゆる基礎課税額（医療分）、介護納付金分、後期高齢者支援金分、これは26年度も4万円、それから昨年度27年度も4万円引き上げて今回も4万円の引き上げということで、3年連続4万円的大幅引き上げとなっておりますけれども、これらの賦課限度額、平成18年度のこの賦課限度額の総額、これは幾らになっているのかご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 賦課限度額についてでございます。

平成18年度ですが、基礎課税額としまして53万円、介護納付金で9万円、後期高齢者については平成20年度からですので、合計で62万円の限度額でございます。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 平成18年度が62万円ということですから、この10年間で27万円的大幅な引き上げ、率でも43.5%とこの10年間で5割弱の大幅な引き上げということで、この上げ幅については納税者についても非常に、今後、納付については苦慮されるというふうに思いますけれども、先ほどの説明の中で、いわゆる地方税法の改正に伴うこの賦課限度額の見直し、引き上げということでありまして、本町も平成11年度のときは地方税法の限度額が53万円でありましたが、広

尾町が独自に削減をして49万円でおさめていたという経過もございます。

それで、道内の関係なのですけれども、例えば蘭越町なんかは、これはちょっと26年度の資料なのですけれども、当時の賦課限度額51万円に対して44万円、それから後期高齢者支援金分が16万円のところを12万円、介護納付金の限度額14万円に対して11万円と、そういう形で独自に削減をしております。

加えて、市の部分、ちょっと手元に今資料あるのですが、例えば国保の医療給付分でいきますと、26年度の限度額51万円ですけれども、旭川市は50万円、苫小牧市も50万円にしています。

それから、さらに後期高齢者支援金分でありますけれども、限度額が16万円でありますけれども、小樽市ですとか稚内市、江別市、それから登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、これら2万円を下げた14万円に独自に削減しております。さらに苫小牧市は13万円にしております。

介護納付金の部分で言いますと、限度額が14万円ですけれども、小樽市、旭川市、それから江別市、三笠市などは2万円を下げて12万円、苫小牧市は独自に4万円下げて10万円に設定しております。

それぞれの町村で、今は市だけの事例を出しましたけれども、いわゆる地方税法というのはそれ以上上げてはいけないという限度額の規定であって、自治体が独自に下げる提案というのは、これは可能なわけありますけれども、全道で町村も含めてこういった地方税法で言っている限度額を下回って条例を制定している市町村、何割ぐらいあるのか、もし手元に資料があるのでしたらご説明いただきたいと思います。

それとあわせて、いわゆる国保の総収入に占める国庫支出金の割合なのですけれども、1984年当時は49.8%を占めておりました。直近の国庫支出金の占める割合は何%になっているのか、それらについてもあわせてご説明いただきたいと思います。

#### 1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 割合の数でございますが、済みません、今、手元に資料はございません。後ほどお示ししたいと思います。申しわけありません。

国庫負担金の割合の状況ですが、国民健康保険事業年報からの数字でございます。国保の総収入に占める国庫支出金の割合ですが、1984年で49.8%、2012年で23%と公表されております。

以上でございます。

#### 1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 1984年には約5割の、いわゆる国保の総収入に占める国庫支出金があったところ、ところが、私も調べたところで、2005年にそれが30.6%まで下がりました。直近2012年では23%ということで、半減以下という形で、いわゆる国庫支出金額が極端に減ってきていると、これが実態かと思えます。これらに対して、やはり国に対して国庫支出金の割合の増額を求めていくべきで

はないかというふうに考えますし、先ほど市だけの部分だけご紹介いたしましたけれども、地方税法の限度額によらず町独自として引き下げをしている、それについてもやっぱり今後検討すべきだと思いますけれども、平成11年以来ずっと地方税法の限度額に合わせて引き上げをしておりますけれども、従前そういった部分で検討されてきたのかどうか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 大変申しわけございません。国のほうで順次、法律改正、制度改正をしておりますので、広尾町におきましては、過去に平成11年、それからあと平成15年に限度額を下回った経過をたどってございますが、それ以降については国の制度に準じて制度改正を行っているものでございます。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これより議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） 議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対討論をします。

本案の第2条関係の賦課限度額を現行の85万円から4万円引き上げて89万円にするものであります。平成18年度の賦課限度額62万円から比べると、10年間で約4割を超える43.5%、27万円もの大幅な増加となっております。中間所得層の負担軽減を図るため、高額所得者に応分の負担を求めるためとありますが、所得割額や応益割額が高過ぎるため、高額所得者とは言えない人まで限度額世帯となっております。

1984年には国保の総収入に占める国庫支出金の割合は約5割、49.8%あったものが2012年には23%、2分の1以上と大幅に減額されています。国庫負担の増額なしに限度額引き上げだけでは国保財政の窮迫は解決できるものではありません。

本案は、軽減割合に係る軽減額の増額についてもあわせて提案されておりますが、賦課限度額の上昇分がそれをはるかに超える引き上げとなっております。

よって、本案に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、小田<sup>こだ</sup>英勝議員。

1、9番（小田<sup>こだ</sup>） 議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

厳しい経済情勢が続く中、中間所得層の負担に配慮した国保税の見直しであり、増加傾向にある医療費の財源について担税力を考慮しながら確保しなければなりません。

また、低所得者への国保税の軽減拡大を図る改正にもなっております。

国では、国保税の限度額を基礎賦課額では52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額では17万円から19万円に、それぞれ引き上げる決定が既になされているところであります。

本町は、苦しい財政状況にありながら、平成27年度の国保会計には一般会計から1億9,000万円を繰り入れしなければならない現状にあります。国保病院の維持存続に向けても避けて通れないことであります。

よって、私は、担税力のある方々にさらなる負担を求めるのは本町の国保事業の現状からやむを得ないものと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第58号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第59号

1、議長（堀田） 日程第19、議案第59号 広尾町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第59号 広尾町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は豊似中学校の閉校に伴う改正でありまして、このことにつきましては昨年の第3回定例議会において教育委員会より行政報告があったところであります。70年の歴史と伝統を誇る豊似中学校ではありますが、昨今の生徒数の減少によりやむなく明年3月31日をもって閉校し、4月1日より広尾中学校へ統合するものであります。

附則として、平成29年4月1日から施行したいとするものであります。  
以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。  
（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。  
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。  
よって、本案は討論を省略します。  
これより議案第59号 広尾町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第20 議案第60号

- 1、議長（堀田） 日程第20、議案第60号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。  
村瀬町長。

- 1、町長（村瀬） 議案第60号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、多子世帯等に対する負担軽減措置を拡充し、子育てする世帯を支援することが目的であります。

議案資料26ページをお願いいたします。

第1点目の第5条第2項の改正は、多子区分の算定対象となる子の年齢制限を撤廃するものであります。

2点目の同条第4項は、第3階層に属するひとり親世帯あるいは要保護世帯等に係る保育料負担額の軽減を拡充するものであります。

国では今回の制度改正に当たり軽減の対象世帯を年収360万円未満とする所得制限を設けておりますが、子育て支援を積極的に進める観点から本町では所得制限は設けないことにしております。

附則といたしまして、本年度4月1日にさかのぼって適用するとともに、平成27年度以前の保育料の取り扱いについては、なお従前の例によるとするものであります。

詳細について担当課長から補足説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

松田管理課長補佐。

1、管理課長補佐（松田） 議案第60号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案資料の26ページをご参照願います。

幼稚園の保育料につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所得に応じた保育料の設定や多子世帯に対する負担軽減措置等を講じてきたところでございます。

本年度、国は、幼児教育の段階的無償化の取り組みとして、これまでの多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、ひとり親世帯等については負担軽減措置を拡大するとしております。このたびの条例改正は、これら国の考え方に沿って幼稚園保育料の負担軽減措置を拡大するものでございます。

まず、議案資料の1点目、多子区分の算定対象となる子の範囲でございますが、第5条第2項の改正に係る部分でございます。これまで多子軽減の算定に当たっては小学校3年生以下の範囲で最年長の子から数えて2人目の保育料を2分の1、3人目以降の保育料を無料としてまいりましたが、このたびの改正で算定の対象となる子どもの年齢制限を撤廃するものであります。

例を挙げて申し上げますと、例えば小学校4年生と幼稚園児の兄弟がいた場合、これまでは幼稚園児が第1子となるため保育料の軽減はございませんでしたが、改正後は年齢制限が撤廃され、4年生の児童が第1子、幼稚園児が第2子となりますので保育料は2分の1に軽減されることとなります。なお、算定の対象となるのはあくまでも保護者と生計を一にしている子どもでありますので、就職、結婚等によって既に独立されているお子さんについては算定の対象とはならないものでございます。

次に、2点目のひとり親世帯等の保育料の負担額でございます。これは第5条第4項に係る部分でございます。現在、第2階層に属するひとり親世帯あるいは要保護世帯等につきましては、保育料を無料とする軽減措置を実施してございます。改正後は、この議案資料の表に太枠で示してございますが、第3階層に属するひとり親世帯等においても第1子の保育料を2分の1、第2子の保育料を無料とする軽減措置を実施するものでございます。

なお、このたびの改正により保育料見直しの対象となる世帯は5世帯というふうに見込んでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第60号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第61号～日程第22 議案第62号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第61号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてと日程第22、議案第62号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第61号並びに議案第62号について、一括提案理由を申し上げます。

本案は、組合構成団体であった空知総合振興局管内の北空知学校給食組合が解散したことに伴い、本組合を脱退することとなったため、規約の変更が必要となったものであります。

議案資料29ページと30ページであります。

両方ともに解散・脱退に伴い、「北空知学校給食組合」の文言を別表から削除するものであります。

本規約の変更には地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会議決を経ることが必要とされておりますので、提案をするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第61号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてと議案第62号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての2件を一括して討論、採決したいと思います。

ますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第61号と議案第62号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第61号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてと議案第62号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 再開

再開します。

### ◎日程第23 議案第63号

1、議長（堀田） 日程第23、議案第63号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第63号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、組合構成団体の加入・脱退等に伴い、規約の変更が必要となったものであります。

議案資料31ページであります。

組合規約第1条、第3条及び第5条表中の字句の整理並びに別表の改正、そして解散・脱退に伴う「北空知学校給食組合」の文言を削除するものであります。

地方自治法第286条第1項の規定により規約の変更には関係地方公共団体の議会議決を経ることが必要とされておりますので、提案を申し上げるところであります。

よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第63号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 議案第64号

1、議長（堀田） 日程第24、議案第64号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第64号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

4月18日の強風により、茂寄墓地敷地内の木が倒れた際、墓石の一部が破損したものであります。当事者間の協議が調いましたので、地方自治法第96条の規定に基づき損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものであります。

1の相手方ではありますが、記載のとおりであります。

2の事故の概要ではありますが、本年4月18日、広尾町白樺通南2丁目2番地、茂寄墓地内において強風により敷地内の立木が折れ、相手方所有の墓石に倒木し、一部を損傷したものであります。

3の和解の内容ではありますが、損害賠償金の支払いの後、本件に関していかなる事情が発生しても裁判上、裁判外を問わず一切の異議申し立て、請求を行わないというものであります。

4の損害賠償金は、2万6,460円であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） 今回4月18日の40メートルを超える強風ということで、町でもあちこちで倒木等の被害ですとか、あるいはトタン等が剥がれて車とか隣の壁を破損したとか、そういった事例を私どもも聞いておりますけれども、今回のこの倒木による破損の関係でありますけれども、いわゆる倒木の状況でありますけれども、例えば樹齢ですとか枝払い等の管理状況、これらについてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 説明させていただきます。

この墓地の立木につきましては、過去に大風が吹いた都度、枝払いをするとか管理をしておりまして、ところが、今回の大風によりまして立木6本が地上の5、6メートルの先から折れて墓石に倒れたところでございます。

昨年の10月にも同じ形で発生した暴風の後、墓地の立木につきまして強風による倒木が予想されたため、平成28年度予算におきまして28年の管理として立木伐採に係る委託料を計上しまして、認めていただきました。

新年度になりまして伐採撤去の準備を進めていたところであります。委託業務を発注する前でしたので、今回の被害を防ぐことができませんでした。このようなことから、今回の損害賠償に至ったものです。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） ただいまのご説明では、枝払い等もして十分な管理をしていたと、想定外の強風ということが言えるかと思うのですが、民法の第400条で善良な管理者の注意をもって保存する、一般的には善管注意義務というふうに言われておりますけれども、この民法400条で言う善管注意義務を行っているということは、いわゆる瑕疵がないということであると思います。

一方、民法の第709条でありますけれども、これは不法行為による損害賠償という規定であります。この中身は故意、過失によって他人に損害を生じさせた場合に賠償する責任を負うというふうな規定でございます。あくまでも、いわゆる不法行為という規定であります。したがって、今回のケースは不法行為に当たらないというふうに認識をするわけであります。

実は私、ほかの照会等もございましたので、札幌弁護士会、それから法務省の外郭団体であります日本司法センター、一般的には法テラスと言われております。ここにそれぞれ今回の事例をもとに照会をいたしましたけれども、いわゆる民法709条で言う不法行為には当たらない、したがって賠償する責任を負うことはないという回答でありました。そういった意味からすると、今回の部分

というのは、この民法709条から照らして、いわゆる賠償の責任を負わないという解釈ができるというふうに認識いたしますけれども、この提案に当たった内容について再度お答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 齊藤住民課長。

1、住民課長（齊藤） 善良な管理者の注意義務をもって物事に当たらないということになっております。今回、繰り返しになるかもしれませんが、昨年の10月の大風で墓地の木が倒木して墓石を破損した経過がございます。そんな中で当然今後も倒木が予想されるということでございまして、平成28年の予算で伐採の予算を計上し、認めていただきました。

ところが、4月になりまして、この伐採の準備を進めていたところでありましたが、伐採する前に大風に吹かれてしまいました。4月に入りまして伐採撤去を行ってれば当然こういう被害は防げたものと思っております。被害の予測は当然できましたので、今回の損害賠償に至ったものでございます。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） これは3回目の質疑なのですが、経緯については先ほど1回目で聞いていますので、その繰り返しではなくて、今、法の解釈に照らしてどうかという質問をしていますので、それにお答えいただかないと残り1回の質問で全て質疑が終了できないということなのです。

それで、先ほどの民法709条のいわゆる故意、過失によって他人に損害を生じさせた場合という例えばその過失のいわゆる定義でありますけれども、「過失とは、予見可能な結果について、結果回避義務の違反があったことをいうと解されている。いいかえれば、予見が不可能な場合や、予見が可能であっても結果の回避が不可能な場合には過失を認めることができない」というふうに定義されております。これに基づいて札幌弁護士会も、いわゆる不法行為には当たらないと。したがって、賠償責任を負わないということだったのですね。

もう大分前ですけれども、札幌市でやはり街路樹が強風で倒れて、路上に駐車してあった普通乗用車が破損といいますか、全損したケースがあります。市としては結果として、この民法709条に当たらないとして損害賠償の責任を負わないと、こういった過去に判例も出ております。いわゆる自治体として、やはり憲法、法律を守る、こういった法令に基づいて行政執行するということになりますので、例えば札幌市はこの民法709条の不法行為に照らして賠償責任を負わない。しかし、本町のこの今の提案は全く逆な提案ということなのですけれども、そのことについての認識を今お尋ねしているのですけれども、それについてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前の議会でも同じような事案がありまして、同じような質疑があったところでございます。法の解釈の説明があったのですけれども、そのとおりだというふうに思っております。今後のことも予想されますけれども、法の解釈等々あるわけでありまして、今、前段課長が言った、準備をしてきて、それに至らなかったというところでございますけれども、前回の例もあるわけでありまして、道義的な観点から提案をさせていただきました。

議員がおっしゃったとおり、それぞれ法の解釈というのはあるわけでありまして、なかなかいろんな事情等、私も準備をしていたやさきのことであってこのようなことになったところでもあります。その辺、道義的に所有者として責任を感じたところで提案をさせていただいたところでもありますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 10番、<sup>おだ</sup>小田雅二議員。

1、10番（<sup>おだ</sup>小田） 今、町長それぞれ解釈があるということとあと道義的な責任もあるということで。確かにこの一件については町が管理すべき木が倒れて墓石にぶつかって損害を受けた人がいるわけだから、その人が請求してきて、それは道義的に損害額を払わなくてはいけないというのが一般的な感覚ですけれども、先ほど前崎議員が言われた札幌のケースは、道義的にもとか、そういう問題ではなくて、やはりあくまでも法の解釈に基づいて自治体は動かなければいけないし、自治体はおろか全ての人が、そういうことからすると、確かにちょっとかわいそうと言ったら言葉は悪いけれども、その木の管理が悪かったからということですが、やはりこのことについては道義的にいいでしょうということには本来的にはやっぱりいけないということは町長もわかっていると思うのですね、町長あるいは役場職員の方も。

そして、このことについては、やはりこれからもこの風害というのは起きていくことになりますね。そうした場合、この金額なのですけれども、1つで例えば金額、保険関係では大体逆に2万円だから3万円だから5万円だからいいということで、100万円200万円だからだめだということではなくて、その逆が多いです。免責金額大体3万円ぐらいで、1万円2万円は払わない。あと、だけれども50万円100万円と多額になるとそれについてはきちっと責任の対象になるということが多いですし、このことを続けていくと、やはり法の解釈が間違っただけでずっと運用されていくことはもう間違いない事実なのです。私は、このことについては、やはり一つの基準なりを決めていかないと、今回はどうのこうのということで、基本的にももちろんこれは全部町の手出しになりますね。保険で出ないということで、町も損害賠償責任というのを共済関係で入っていますよね。それにも当てはまらなかったわけですね。当てはまらなかったからお金が出ないわけですね。ということは、町としては支払う責がないわけですね。そのことを道義的にはどうだからということにはやはりならないと思うのです。

ですから、私は、町がやるべきことは基本的なルールをきちっと決めてやっていかないとだめだし、あと今回いろんな、この風害が2回続けて起こったことでやはり、これ一般的な話ですけれど

も、いわゆる火災保険の中で風害というのにも出るということも大体皆さんが知られてきたし、あと例えば私も同じ経験をしたのですけれども、自分のうちの建物のドアか何かが風で吹っ飛んで隣のうちにぶつかって、隣のうちに損害を与えたと、そういうことも火災保険では出ません。それと同じことなのですよ。町だから出る、町が責任者だからちょっと頼めば、頼めばというか請求したら出るということになると、私は大変なことになると思うのだね。法のやっぱり解釈というか、それは保険法のいわゆる項目別の解釈になるのですけれども、これについてはやっぱり国が地震保険を例えば、広尾の場合は地震保険というのかなり該当する部分は何十年かおきにありますがけれども、国で管理している地震保険ですけれども、これについても損害額を国で決めますね。今回は25%とか、損害額の30%、そういうことと同じように、やはり国は国でそういう責を負っているけれども、このことに関してもいろんな事例で、前例でそういうふうに行っている場合は、やはり町としては道義的であるということではなくて、今後何らかの形でやらなければいけないし、それともう一つ、他町村で、札幌の場合は車の関係のことで前崎議員が言いましたけれども、ほかでもこういうところたくさん起きていると思うのですけれども、その辺についてのチェックというか前例となるような参考となるような例というのは調べていただいたのかどうか、そのことについてもお聞きしたいと思います。

これからの町としての対応とそれと今の前例、そのことについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

#### 1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いろいろな法の解釈等々については、いろんな解釈をされるわけですが、でも多くはこれまでの事例に基づいて、いろんな判例に基づいて解釈をして執行するというのが一般論だというふうに思っています。ですから、前崎議員、小田<sup>おだ</sup>議員の言われたとおりの部分があるわけですが、今回、町が道義的に損害賠償を提案したというのは、去年の10月で同じようなことがあったことと、そしてさらにその後、風が吹くことによって倒木のおそれがあるということを認識していて既に準備をしていたにもかかわらず、そのやさきに倒れたというところ、このような経過が今回のケースにはあったということをぜひご理解をいただければというふうに思っています。

いろんな事例の判例を見ますと、強風何メートル以上は損害賠償に当たらずとか、いや反対かな、当たるとかあって保険出る出ない、損害賠償しなくてもいいということが事例は十分承知をしているところでもありますけれども、去年の10月の風で同じようなことがあって、さらにまた来たら困るという準備をしていたやさきに倒れてしまったと、そんなところの今回のそういう例というか、事情をお酌み取りいただいて、墓石ということもございまして、ぜひそれが、これ連動するかはわかりませんが、法の解釈、それからこれから行政を執行していく上ではいろんな判例、事例を含めて議員のおっしゃるとおりだというふうに思っていますが、今回は特にこれまでの10月から今日までの事情があったというところをぜひ深いご理解を賜わればというふうに思っているところ

であります。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 10番、小田<sup>おだ</sup>雅二議員。

1、10番（小田<sup>おだ</sup>） いや、しつこいようですから、しつこくやりませんけれども、前例を踏襲していくということは、非常にもう最後大変なことになるという可能性があるのです。だから、私は、例えば大樹なりどこなりでどういうふうに対応したのか、それに対応したところで、まず町としては、自治体としては損害賠償に応じられないということが、全部調べていないけれども、その辺どういうふうなレベルというか、自治体、自治体で異なること自体も困るので、やはり札幌はきちっとした前例を、大変やっぱり皆さん注目しますから、そういうところに根拠を持っているのではないかというふうに強く感じるのですけれども、その辺まず今後大変なことだから、ひとつ前例のどういうふうになっているかというのをやっぱり調べていただかないとだめだし、あと自然災害で風速何十メートル以上とか以内とか、それは意外と逆かもしれないです。逆というか自然災害にかかわったら、かなりもう保険関係は厳しく被害者の利益に対応しないということが大変多いです、もう一回だけ例を出させてもらおうと、私も前回のときに木が途中まで半分ぐらい倒れて根っこがもうなくなったときに、もう隣のうちの屋根にぶつかりそうになっている、それをちょっとワイヤーとめていたけれども、もう絶対に無理だということで専門家に、専門家というか専門の業者に頼んで木を切ってもらった。私は、そのときまでは保険で、火災保険でも出るのではないかなというふうに安易に考えていたのですけれども、全然出ません。それと同じようなことを、今回も私の車に飛んできたものがあって、それに対してもちろん出ません。ですから、これを見たとき、これは出ないのにどうして出るのだろう、これがあるのです。町だから出るということがやはりおかしい、それはやっぱり。

そしてもう一つだけ最後に余分に言わせてもらおうと、これだけ風害が多くなってきていることで、私は、できるかできないかはちょっと町の判断ですけれども、特集というか広報やらで風からの守り方、わかりませんよ、いろんなアイデアというか知恵があると思うので、そういうことも含めて保険関係についても、民間の人は民間の保険しか入れないけれども、そういうことについては風害も出るのだと、だけれどもこういう損害賠償的なものについては出ないというようなことを町で出しておいて出ないというふうにちょっと書けないけれども、ちょっと変になるけれども、その辺うまく書いてもらって、やはり町民の方もわからない方が多いです、その辺も手厚く広報なりで知らせていただくということが、これだけ風の被害をまろにこうむるような町になってきたわけですから、その辺をもうちょっと努力していただきたいということです。その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 最初に後段のほうから説明させていただきますが、やはり多くの方々が今回の暴風で勉強されたかと思います。やっぱり個人のものが飛んで行って隣に害を及ぼしたとか、いろんなケースを私も実際耳にしていますので、そういったことは今回そのときにお聞きしたのですが、風速25だとか30メートル以上は損害賠償に当たらないのだというところもお聞きをしたところでありまして、だからそういったいろんなケースのときに損害が、賠償責任があるないというところはやはりいい経験をしたというふうに思っていて、そういったことも住民にこういったケースはこうだということも知らせべきことかなというふうに思っているところでありまして、そういった対応もさせていただければというふうに思っております。いろんな災害だとか絡めて、この暴風についてもいろんな事例の紹介など含めてしていければなというふうに思っているところでもあります。

また、前段の法の解釈によって行政運営大事だということ、そのとおりだというふうに思っています。そのとおりだと思っておりますけれども、今回あえてそのところを道義的責任で提案をさせていただいたのは、繰り返しになりますけれども、去年の10月を経験して、さらに次に風が来ればまた被害があるであろうというふうな認識を私たちが持っていて、準備をしていたやさきの出来事だったというところ、ぜひそういった事情があったというところをお酌み取りをいただければというふうに思っております。

一般的な強風による被害等については、やはり今までの判例に基づいて対応すべきことだなというふうに思っているところでもあります。今回は、強風が来たら倒れて被害があるという認識のもとにいたにもかかわらず、その処置の前に倒れたというところ、そういった事情があるというところをぜひご理解いただければというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第64号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第65号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第65号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第65号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、行政報告をさせていただいた公用車の交通事故に係る案件であります。当事者間の協議が調いましたので、地方自治法第96条の規定に基づき損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決をお願いするものであります。

1の相手方は、記載のとおりであります。

2の事故の概要ですが、本年4月22日、広尾町字野塚772番地先のシーサイドパークの出入り口と国道336号が接する信号機のある交差点におきまして、建設課所属の職員が運転する清掃車がシーサイドパーク側から国道に移動する途中、信号待ちで停車したところ、停止線を越えたため停止線の位置まで公用車を後退させた際、後ろに停車していた乗用車と接触し、相手方の車両の前側を破損させたものであります。

3の和解の内容であります。損害賠償金の支払いの後、本件に関していかなる事情が発生しても裁判上、裁判外を問わず一切異議の申し立て、請求を行わないというものであります。

4の損害賠償金につきましては、32万771円であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第65号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第66号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地に係る総合整備計画を策定するために議会の議決をいただき総務大臣へ提出するものでございまして、事前の協議において北海道知事から異議のない旨回答をいただいております。辺地については、野塚辺地であります。

次のページ、お願いいたします。

1の辺地の概況から2の公共的施設の整備を必要とする事情については、省略いたします。

3の公共的施設の整備計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年でありまして、事業計画につきましては交通道路の3事業、事業費は1億7,480万円であり、そのうち辺地対策事業債予定額が1億5,940万円となっております。

なお、辺地対策事業債につきましては、後年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税によって措置されるものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第66号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第67号～日程第35 議案第75号

1、議長（堀田） 日程第27、議案第67号 平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）につい

てから、日程第35、議案第75号 平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長。

1、町長（村瀬） それでは、議案第67号から議案第75号まで、一括して提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。4月1日付人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴います人件費関係の所要の調整、整理、それから4月18日発生の暴風災害による災害復旧費用の追加並びに町政執行方針で触れさせていただきました事業に関しまして、事業執行に要する費用の追加を行ったものが主なものであります。

最初に32ページ、お願いをいたします。

議案第67号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,962万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億3,078万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しするものであります。

36ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。

事項といたしまして、次亜塩素酸合成水生成装置借り上げ料であります。期間といたしまして平成29年度から33年度であります。限度額といたしまして225万円を追加するものであります。

次の事項でありまして、備荒資金組合譲渡事業償還金であります。期間であります。平成29年度から32年度であります。限度額といたしまして1,070万円を追加したいとするものであります。

次のページであります。

第3表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、辺地対策事業債及び過疎対策事業債につきまして事業費の追加及び変更に伴い限度額を変更するものであります。

町債の合計に5,450万円を追加し、9億4,410万円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたします。

次に、38ページをお願いいたします。

議案第68号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる

するものであります。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。  
次のページ、39ページであります。

恐れ入りますが、お手元に事項別明細書、議案資料もあわせてお願いをいたします。

事項別明細書2ページ、議案資料は43ページであります。

最初に、歳出であります。

1款1項港湾管理費の減額であります。共済組合負担金率の変更に伴う整理、第3ふ頭ほか作業灯設置工事費等の追加及び港湾施設災害復旧費の事業費追加に伴う一般会計繰出金の減額であります。

5款1項予備費の減額につきましては、第3ふ頭作業灯設置工事費の追加に伴う財源調整であります。

6款1項港湾施設災害復旧費の追加であります。旅客上屋及び貨物上屋の災害復旧事業費の追加であります。

40ページであります。

議案第69号であります。

本案は、平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ21万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を7,218万1,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

41ページ、42ページの歳入歳出の補正内容であります。共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。

43ページであります。

議案第70号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ621万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を4億6,738万3,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いいたします。

あわせて事項別明細と議案資料をお願いいたします。事項別明細書は3ページ、議案資料は44ページであります。

まず、歳入であります。

4款1項一般会計繰入金111万3,000円の追加、7款1項町債510万円の追加につきましては公共下水道事業債の追加であります。

次、歳出であります。

事項別明細書は5ページ、6ページになります。

1款1項一般管理費の追加であります。人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴います人件費関係の所要の調整、整理及び下水道事業の高資本費対策に伴う経営戦略策定委託料を計上するものであります。

2款1項事業費の追加であります。錦通南2丁目污水枝線工事の追加であります。

次、46ページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債につきまして限度額を変更するものであります。

町債の合計に510万円を追加し、1億5,020万円とするものであります。

次に、47ページであります。

議案第71号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ228万円を減額し、歳入歳出の総額を12億6,372万円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

歳入であります。国民健康保険制度システム改修に伴う補助金の計上及び一般会計からの繰入金減額するものであります。

次に、歳出であります。

国民健康保険制度システム改修費用の計上及び人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

次、50ページであります。

議案第72号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ161万円を追加し、歳入歳出の総額を7億1,471万円とするものであります。

第2項につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページであります。

歳入歳出の主な補正内容であります。人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

次、53ページであります。

議案第73号についてであります。

本案は、平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,318万3,000円を減額し、総額を2億6,611万7,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第2表 債務負担行為」でお示しをするものであります。

次のページをお願いいたします。

歳出の主な補正内容であります。人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理のほか、1款1項施設介護サービス事業費につきましては、感染症対策として次亜塩素酸合成水噴霧器借り上げ料の追加、病院との渡り廊下改修工事の追加、特別浴室床改修工事の追加であります。

次、56ページであります。

第2表の債務負担行為でありまして、事項といたしまして次亜塩素酸合成水噴霧器借り上げ料であります。期間といたしまして、平成29年度から33年度であります。限度額が147万8,000円と定めたいとするものであります。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第74号についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

第1款1項医業費用から439万5,000円を減額し、同款第3項の予備費に同額を追加して整理をするものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、439万5,000円を減額するものであります。内容であります。人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理であります。

次、58ページであります。

議案第75号についてであります。

第1条は、平成28年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条は、業務の予定量を次のとおり補正するものであります。（4）、主要な建設改良事業費中、（ロ）、配水管施設費に1,259万3,000円を追加するものであります。

第3条、収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入で第1款第2項営業外収益から21万9,000円を減額する

ものであります。

次に、支出であります。第1款第1項営業費用から224万2,000円を減額、同款第2項営業外費用から226万6,000円を減額するものであります。

第4条の資本的収入及び支出の関係であります。予算第4条本文括弧書き中をおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。第1款第1項企業債償還金から10万7,000円の減額、第1款第2項建設改良費に1,259万3,000円を追加するものであります。

第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、229万6,000円を減額するものであります。補正の内容であります。人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の調整、整理のほか、企業債償還元金・利息の確定による減額、錦通南2丁目、中広尾地区に新設する配水管工事費の計上であります。

以上で、議案第67号から議案第75号までの補正予算について、一括提案理由の説明を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案9件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案9件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、本委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

本会議を休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時50分 再開

再開します。

諸般の報告をします。先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には志村國昭議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

#### ◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす15日は議事の都合により休会とし、明後日16日は午前10時から本会議を開きます。なお、議

事日程は当日配付しますので、ご了承ください。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時51分